

# ユニバーサル社会の実現に向けた環境整備に関する研究 —小規模購買施設における利用者を理解したバリアフリー整備手法の提案—

## Development of Environmental Maintenance toward Well-being Society

### —Improvements for effective barrier-free design in small-scale purchasing facilities—

趙 玟姪 北川博己 室崎千重

CHO Min-jung, KITAGAWA Hiroshi, MUROSAKI Chie

#### キーワード：

小規模購買施設、整備基準遵守、障害特性、物理的建築要素、人的対応

#### Keywords:

small-scale purchasing facilities, abide by standards, disability characteristics, physical elements, personal relations

#### Abstract:

The objective of this study is to contribute to making out numerical standards for “Ordinance for Town Planning of Welfare”, in an effort to settle such problems, by reviewing facilities improvement methods that reflect users’ needs, focusing on convenient stores and restaurants etc that have higher availability out of small-scale shopping facilities. Results are as following:

1) When reviewed 「Report on Improvement Plan for small-scale shopping facilities, etc.」 which is based on “Ordinance for Town Planning of Welfare”, many cases were found where improvement standards have not been conformed to, including entrance of facilities and accessibility of restrooms; 2) There were many problems in the area of building shapes・interior works such as improper circulation planning or fixture layout. In an effort to solve this kind of architectural problem, human responses to meet the users’ need have been noticed in some areas including barrier-free menu.

#### 1 はじめに

##### 1.1 研究の背景

##### (1)社会的背景

今日、ユニバーサルデザインの考え方の浸透、自治体財政状況の悪化を背景に、‘バリアフリー新法’、‘福祉のまちづくり条例’をもとにした施策は、ハード面からソフト面に移しつつある。こうした中、バリアフリー化が必要な高齢者・障がい者は継続的に増加しており、兵庫県においても、今後、著しく高齢化（65歳以上の人口比率 2010年23.2%、2035年約35%）が進展すると共に、障害者の社会進出の拡大（2003年約7.7千人、2008年約9.9千人）が予想される<sup>文1)</sup>。移動・外出へ制約の多い高齢者や障がい者が最も日常生活に密着した生活関連施設、取り分け小規模購買施設等の施設を不便なく利用できるようにするためには、利用者のニーズをきめ細かく反映することのできるバリアフリー整備手法を検討・提案することが急がれる。

しかし、用途面積が100㎡未満の小規模購買施設等の施設における整備基準は従来どおり、届出の提出のみ必要とされている。つまり、このような施設は、努力義務で規定され、適合基準に適合していないと認めた場合でも検査・勧告・公表はなされず、要請による指導又は助言に留まっている。2006年をピークに年々減少傾向にある特定施設及び小規模購買施設等の施設の届出・通知件数から鑑みれば<sup>2)</sup>、より身近な施設のバリアフリー化が十分実現できているとは言えない状況にある。

##### (2)理論的背景

「バリアフリー化推進に関する国民意識調査」結果によると<sup>3)</sup>、建築物についてのバリアフリー化の

進展において、施設によって大きな差があり、「病院等」(70.3%)、「老人ホーム等」(59.8%)が「進んだ」と評価している一方、「飲食店等」(77.4%)が最も「進んでいない」と評価されている。また、小規模購買施設等のバリアフリー化推進方策に向けて、兵庫県の各市町の担当者及び小規模購買施設等の店舗者を対象とした一連の調査では<sup>4)</sup><sup>5)</sup>、小規模購買施設等の施設に関する整備基準や届出義務を知らなかった人が多く見られた。福祉のまちづくり条例である以上、当然関係者は熟知して対応する義務があり、さらに県民に啓発していく必要があることが読み取れる。一方、建築設計・施工者を対象に実施した前年度のアンケート調査では<sup>6)</sup>、多くが不適切な行政の対応や絶対的整備基準により困難を感じており、利用者の行動特性に関する情報、補助金等の資金調達において必要性を強くかかえていた。

以上を踏まえ、今年の調査では、小規模購買施設等の施設におけるバリアフリー整備手法を検討・提案することを目的とする。施設の管理運営者、建築専門家に利用者のニーズへの理解を促進することは、心のバリア問題を改善する近道となる。また、基準に合わない新築・改修を適切に評価する仕組みもないこと現状を鑑みれば、建築専門家と県及び市町のバリアフリー担当部局のニーズは高く、指導にも役立つと考える。

## 1.2 研究の目的

利用者のニーズに対応したバリアフリー整備方法の提案に向けて、前年度は、建築設計・施工者のバリアフリーデザインに対する姿勢や実施状況、実施する際の課題を考察した。

引き続き、今年度は、身近な施設である小規模購買施設（主にコンビニエンスストア、飲食店）に焦点を当て、利用者のニーズに対応したバリアフリー整備手法を提案することを目的とする。具体的には、利用当事者（主に視覚障がい者）、管理運営者、建築士の、それぞれの立場が異なる三者が参加し、バリアフリー点検等の質的調査手法を用いて、①現行のバリアフリー整備基準の遵守状況、及び②ハード・ソフト面での課題と対策を検討し、③今後の施策推進に反映・活用することが望まれる項目を導出する。

## 2 調査概要

### 2.1 調査対象者及び調査対象施設の選定

調査対象者は、視覚障がい者関連団体に依頼し、コンビニエンスストアや飲食店の利用が頻繁（週1回以上）である視覚障がい者を選定してもらった。

彼らが利用しているコンビニエンスストアや飲食店への調査依頼は、研究所から管理運営者に直接連絡を取り承諾をもらった。建築士は、兵庫県建築士会会員のうち、ユニバーサルデザイン研究会会員でありながら、県の「福祉のまちづくりアドバイザー」として登録されている者とした。

### 2.2 調査方法と概要

調査は、2年間を通して下記の方法を実施した。

- (1) 調査Ⅰ：兵庫県建築士会会員及び日本建築家協会関西支部会員を対象としたアンケート調査。
- (2) 調査Ⅱ：施設の管理運営者及び利用者（特に視覚障がい者）を対象としたヒアリング調査。
- (3) 調査Ⅲ：小規模購買施設等整備計画調書（以下CS）に基づき、施設の管理運営者と利用者及び建築士によるバリアフリー点検。

今年度の調査概要は表1に示す。調査対象施設及び調査対象者の概要は表2のとおりである。

表1. 調査概要  
Tab.1 Outlines of Surveys

| 区分     | 調査時期              | 対象地域                  | 対象施設           | 対象者                                | 質問項目                                                               |
|--------|-------------------|-----------------------|----------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| ヒアリング  | 2011年11月～2012年10月 | 兵庫県尼崎市・神戸市・大阪府茨木市・大阪市 | コンビニエンスストア、飲食店 | 施設管理運営者、視覚障がい者各25名                 | バリアフリー整備に対する考え、新築・改築時重視したこと、バリアフリー整備・理由、利用者への接客・工夫、使い勝手の良い・悪い場所 など |
| B F 点検 |                   |                       |                | 施設管理運営者と視覚障がい者(各1名)、建築士(2名)の4名×25件 | ①小規模購買施設等整備計画調書に基づいて遵守状況、②使い勝手、③整備基準以外の人的・備品による対応改善可能性 など          |

## 3 調査結果

### 3.1 屋内外仕様別整備基準の遵守状況

CSより規定されている整備箇所は、以下の(1)～(5)の通りである。現場確認による屋内外仕様別遵守状況一部を表3に、データ整理の一例を図1に示す。

#### (1) 出入口

出入口の整備基準は4項目ある。「出入口前後の点状ブロック等」の設置は1割(8.3%)にも満たない中、有効幅員が「80cm以上」は83.3%を占め遵守率が高い。戸の構造は、自動開閉扉が75.0%あり、引き戸と外開き戸はいずれも16.7%あった。戸の全面が透明な事例は91.7%あったが、全てが「衝突防止措置」を行っていた。衝突防止の措置の詳細をみると、36.4%は帯シール、残りの63.7%は店・広告物のチラシや格子戸であった。小規模購買施設等の施設に対する整備基準が規定されたH14年(2002)以降開業した施設とその以前に開業した施設に分けてみると、両者間の違いは殆ど見られなかった。

表2 調査対象施設及び調査対象者の概要  
Table.2 Profile of Respondents and facilities

| 施設の概要 |            |     |     |          |     |           |       |      |                         | 管理運営者の基本属性      |    |    |     |       | 利用者の基本属性 |                                                                                                                                       |  |  |  |
|-------|------------|-----|-----|----------|-----|-----------|-------|------|-------------------------|-----------------|----|----|-----|-------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| NO    | 用途         | 所在地 | 構造  | 床面積      | 所有  | 築年数       | 開業年数  | 工事種別 | 工事内容                    | 内装担当            | 職位 | 性別 | 現年齢 | 性別    | 年齢       | 障害属性                                                                                                                                  |  |  |  |
| C1    | コンビニエンスストア | 茨木市 | RC造 | 169㎡     | 賃貸  | 築2年目      | 2年目   | 新築   | ↑                       | 本部*             | 店長 | 女性 | 40代 | 女性    | 50代      | 弱視 中途障がい、網膜剥離障がい(視力 左0.00 右0.04、視野残存、白杖未使用)                                                                                           |  |  |  |
| C2    | コンビニエンスストア | 尼崎市 | RC造 | 82.5～99㎡ | 賃貸  | —         | 3年目   | 新築   | ↑                       | 本部              | 代表 | 男性 | 20代 | 女性    | 40代      | 弱視 真ん中が見える、視野は96%損失、矯正で0.2か0.3、2級障害手帳、自覚症状があったのは15年前、網膜色素変性症(進行性)、音や匂いを手がかりにしている。白杖持ち。                                                |  |  |  |
| C3    | コンビニエンスストア | 大阪市 | RC造 | 100㎡     | ↑   | —         | 8年目   | —    | ↑                       | 本部              | 代表 | 男性 | 30代 | 男性    | 50代      | 全盲 中途障がい 網膜色素変性症(進行性) 右0.02、左0.01 視野は95%損失、1級障害手帳                                                                                     |  |  |  |
| C4    | コンビニエンスストア | 神戸市 | RC造 | 132.2㎡   | 賃貸  | 30年以上     | 約20年目 | 全面改装 | ↑                       | 本部              | 店長 | 男性 | 30代 | 女性    | 50代      | 弱視 中途障がい、網膜剥離障がい(視力 左0.00 右0.04、視野残存、白杖未使用)                                                                                           |  |  |  |
| C5    | コンビニエンスストア | 神戸市 | RC造 | 132.3㎡   | 賃貸  | 築10年位     | 2年目   | 一部改装 | 出入口、床、壁、照明              | 本部              | 店長 | 男性 | 30代 | 女性    | 50代      | 弱視 中途障がい、網膜剥離障がい(視力 左0.00 右0.04、視野残存、白杖未使用)                                                                                           |  |  |  |
| R1    | 総菜屋        | 茨木市 | RC造 | 89㎡      | 賃貸  | 築12年目     | 12年目  | 新築   | ↑                       | 知り合い:インテリアデザイナー | 代表 | 男性 | 40代 | 女性    | 50代      | 弱視 中途障がい(5年前)、網膜剥離障がい(視力 左0.00 右0.04、視野残存、白杖未使用)                                                                                      |  |  |  |
| R2    | 喫茶店        | 茨木市 | RC造 | 108.9㎡   | 賃貸  | —         | 2年目   | 全面改装 | ↑                       | 本部              | 店長 | 女性 | 50代 | 女性    | 50代      | 弱視 中途障がい、網膜剥離障がい(視力 左0.00 右0.04、視野残存、白杖未使用)                                                                                           |  |  |  |
| R3    | 喫茶店        | 大阪市 | RC造 | 181.5㎡   | 持ち屋 | 築60年位     | 約20年目 | 全面改装 | ↑                       | 知り合い            | 代表 | 男性 | 60代 | 男性、女性 | 40代、50代  | 男全盲 中途障がい、交通事故 左0.00、右0.002、1級障害手帳、じっと見ていたら、何となく影が分かる女弱視 2級手帳持ち。視力は右0.02、左0.03。見え方は中心部しか見えない。病気の特性上、夜や暗いところは苦手なので、外から中(店)に入って暫くは見えない。 |  |  |  |
| R4    | 食堂風居酒屋     | 大阪市 | 木造  | 43㎡      | 持ち屋 | 築50年位     | 40年位  | 一部改装 | 厨房                      | 知り合い            | 代表 | 男性 | 70代 | 男性    | 50代      | 全盲 中途障がい 網膜色素変性症(進行性) 右0.02、左0.01 視野は95%損失、1級障害手帳                                                                                     |  |  |  |
| R5    | 居酒屋        | 大阪市 | RC造 | 約30㎡     | 賃貸  | 築40年位     | 2年目   | 一部改装 | 壁紙、カウンター席の色塗            | 知り合い            | 代表 | 女性 | 40代 | 男性    | 50代      | 全盲 中途障がい 網膜色素変性症(進行性) 右0.02、左0.01 視野は95%損失、1級障害手帳                                                                                     |  |  |  |
| R6    | 食堂風居酒屋     | 尼崎市 | RC造 | 44㎡      | 賃貸  | 築15年～20年位 | 3年目   | 一部改装 | 厨房、カウンター席、テーブルイス        | 知り合い            | 代表 | 男性 | 30代 | 女性    | 40代      | 弱視 真ん中が見える、視野は96%損失、矯正で0.2か0.3、2級障害手帳、自覚症状があったのは15年前、網膜色素変性症(進行性)、音や匂いを手がかりにしている。白杖持ち。                                                |  |  |  |
| R7    | 食堂風居酒屋     | 神戸市 | RC造 | 53.3㎡    | 賃貸  | 築10年位     | 2年目   | 一部改装 | カウンター席、更衣室、男子トイレ、テーブルイス | 知り合い            | 店長 | 男性 | 30代 | 女性    | 50代      | 弱視 中途障がい、網膜剥離障がい(視力 左0.00 右0.04、視野残存、白杖未使用)                                                                                           |  |  |  |

↑ 非該当 — 不明

表3 屋内外仕様別遵守状況(一例)  
Table.3 Status to abide by standards (for instance)

| 整備基準              |             |                                    | 事例                                                  |       |       |       |       |        |            |        |        |         |         |      |   |
|-------------------|-------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|------------|--------|--------|---------|---------|------|---|
|                   |             |                                    | C1                                                  | C2    | C3    | C4    | C5    | R1     | R2         | R3     | R4     | R5      | R6      | R7   |   |
| 1出入口              |             | 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口                |                                                     |       |       |       |       |        |            |        |        |         |         |      |   |
|                   |             | 出入口前後の点状ブロック等                      | ×                                                   | ○     | ×     | ×     | ×     | ×      | ×          | ×      | ×      | ×       | ×       | ×    |   |
|                   |             | 幅≧80cm                             | 92cm                                                | 150cm | 143cm | 93cm  | 130cm | 120cm  | 165cm、71cm | 88cm   | 80cm   | 70cm    | 69cm    | 83cm |   |
|                   | 戸を設ける場合     | 戸の構造（１自動開閉扉　２引き戸　３その他【　　】）         | １                                                   | １     | １     | １     | １     | １      | １          | １      | ２      | ３（外開き戸） | ３（外開き戸） | １    |   |
| 戸の全面が透明な場合の衝突防止措置 |             | 帯状シール                              | 帯状シール                                               | 帯状シール | 帯状シール | 帯状シール | 帯状シール | 帯状シール  | 帯状シール      | +      | 格子     | 店名シール   | 広告シール   | 格子   |   |
|                   |             | 高齢者等が利用する廊下等                       |                                                     |       |       |       |       |        |            |        |        |         |         |      |   |
| 2廊下等              |             | 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ                  | -                                                   | Pタイル  | Pタイル  | Pタイル  | Pタイル  | フローリング | -          | フローリング | -      | フローリング  | 長尺塩ビシート | Pタイル |   |
|                   | 床面に高低差がある場合 | 傾斜路                                | 視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック                    | +     | -     | ×     | +     | ○      | ×          | +      | ×      | ×       | ×       | ×    |   |
|                   |             |                                    | 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ                                   | +     | +     | Pタイル  | +     | +      | +          | +      | フローリング | -       | +       | +    | + |
|                   |             |                                    | 勾配＞1/20又は高さ＞16cmの場合　握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む） | +     | +     | ×     | +     | +      | +          | +      | ×      | ○       | +       | +    | + |
|                   |             |                                    | 傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置              | +     | +     | ○     | +     | +      | +          | +      | ×      | ×       | +       | +    | + |
|                   |             |                                    | 勾配＞1/20かつ側面が壁でない場合　側板又は立ち上がり≧5cm                    | +     | +     | +     | +     | +      | +          | +      | ×      | H=16cm  | +       | +    | + |
|                   |             |                                    | 視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等                      | +     | +     | ×     | +     | +      | +          | +      | ×      | ×       | +       | +    | + |
|                   |             |                                    | 階段に代わる傾斜路の幅≧120cm、階段と併設する傾斜路の幅≧90cm                 | +     | +     | +     | +     | +      | +          | +      |        | ○       | +       | +    | + |
|                   |             |                                    | 勾配≦1/12（高低差≦16cm　の場合　勾配≦1/8）                        | +     | +     | +     | +     | +      | +          | +      | ×      | -       | +       | +    | + |
|                   |             |                                    | 傾斜路の高低差＞75cmの場合　高さ≦75cmごとに踏幅≧150cmの踊場               | +     | +     | +     | +     | +      | +          | +      | +      | -       | +       | +    | + |
|                   | *           | H18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造 | +                                                   | +     | +     | +     | +     | +      | +          | +      | +      | +       | +       | +    |   |
|                   |             | 昇降路の出入口に接する部分の水平面                  | +                                                   | +     | +     | +     | +     | +      | +          | +      | +      | +       | +       | +    |   |

凡例 ○ 設置されている × 設置されていない ↑ 非該当 — 不明 \*特殊構造昇降機

## (2) 廊下等店舗通路(床)

廊下等店舗通路(床)の整備基準は12項目ある。遵守状況は、「粗面又は滑りにくい材料による仕上

げ」は75.0%で、うち55.6%が「Pタイル」、22.2%が「フローリング」、11.1%が「シート」であった。「視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部



建物の概要

用途：コンビニエンスストア  
 以前の用途：不明  
 所在地：神戸市  
 構造：RC造  
 床面積：132.3㎡  
 所有：賃貸  
 営業時間：24h  
 築年数：築10年程度  
 開業年数：2年目  
 工事種別：一部改装  
 改装内容：出入口、床、壁、照明  
 改装担当：本部の設計担当者

周辺環境・歩行空間の特徴

繁華街にある、流動人口が多い、最寄駅から徒歩で5分以内の距離にある、駅から店舗まで点字ブロックが設置されている

利用者の属性

利用者属性：50代 女性  
障害属性：弱視、中途障害、視野残存網膜剥離障害  
(視力 左 0.00 右 0.04)  
白杖使用の有無：無  
利用年数：1年前から  
利用頻度：週2～3回  
利用動機：帰り道にある、最初から買い物がしやすい、接客態度がよい  
利用箇所：お菓子、飲み物、デザートコーナー  
利用しない箇所：トイレ  
理由：近くにある電気屋やスーパーに行く手がかり（建物）：看板（入り口）：道路に面しているでつ店の雰囲気：若々しい雰囲気

図1 屋内外仕様別遵守状況(一例)

Fig.1 Status to abide by standards in each



## 《出入口の段差とスロープと点字ブロックの関係》

- ・誘導用ブロックと出入口のスレ、ゴミ箱の位置のスレ
- ・段差解消用のスロープと間違いやすい荷物搬入専用のスロープ



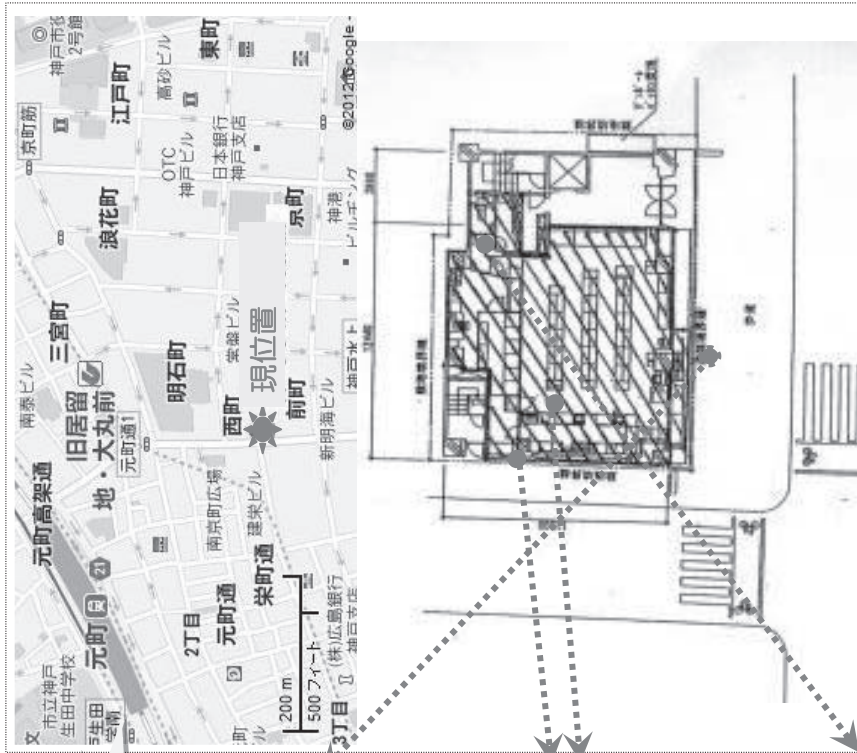
## 《通路のスペース》

- ・買物がと傘置場に囲まれ通りにくい



《トイレに至る廊下、トイレの内部》

- サイン表示、開口部が狭い
  - 仮の荷物で通りにくい



|              | 建築関係者等が利用する主な外部出入口                                                                                                                    | (第102)           |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1 出入口の構造     | X 出入口前後の支柱ブロック等の横断断面から通路部分に位置し、入口から入って見て左側に「道路関係部」との記載必要②<br>歩道と土出入口に段差があり手すり付きでない スロープは荷物の出入れ用②                                      |                  |
| 2 下の土壌調査     | 戸を設け 戸の高さ ■ 自動開閉装置 □ 引き出し □ その他( )<br>戸の全面が透明な場合の衝突防止措置 音がしない状態になっている。 ①                                                              | (第103、第105、第106) |
| 3 基礎等を利用する場合 | 相違又は漏りにくい材料による仕上り 底が濡れると滑りやすい ⑤<br>視覚障害者等が利用する階段又は縁側等に近接する部分の支柱ブロック等                                                                  |                  |
| 4 床面         | 相違又は滑りにくい材料による仕上り<br>⑥配>1200時は高さ>16cmの場合 壁より高い高さ(標準：75cm~85cm)の手すり(設置含む)<br>縁側と壁との間の部分との急勾配の明瞭度等により、その存在を容易に識別できる措置                   |                  |
| 5 階段         | ⑦配>1200寸側面が垂直でない場合 欄干又は立ち上がり<5cm<br>視覚障害者等が利用する階段の直進幅及び階段部分の支柱ブロック等<br>階段に代わった傾斜の幅≧120cm、階段と併設する縁側の高≧90cm<br>⑧配=1/12溝深≦16cmの場合 ⑨配≧1/8 |                  |
| 6 特殊構造       | 傾斜路<br>傾斜路の高さは>75cmの場合 高さ≧75cm時に該傾斜≧150cmの段場<br>平成元年交通省告示第142号に規定する特殊構造建築物とその構造<br>異階級の出入口に隣接する部分の水平面                                 |                  |

図1 屋内外仕様別遵守状況(一例)

Fig.1 Status to abide by standards in each

分の点状ブロック等」は12.5%が設置していた。床面に高低差がある事例は25.0%であったが、「特殊構造昇降機」を設置している事例はなかった(0%)。床面に高低差がある場合の傾斜路の措置として、「Pタイル」と「フローリング」による仕上げはそれぞれが33.3%あった。標準(75cm~85cm)の高さになっている手すりの設置は33.3%で、半数以上が明度差等による傾斜路とその周辺の識別措置を行っていた。出入口と同様、H14年(2002)以降開業した施設とその以前に開業した施設別違いは殆ど見られなかった。

### (3) 階段

全体のうち、階段のある施設は16.7%であった。その中で、ノンスリップ金物を用いた蹴込板・滑り止めの設置を遵守している事例は100%であったが、階段手すりの設置やつまずき防止措置はいずれも半数(50.0%)に留まり、路面の端部とその周辺との色の明度差等による段の識別措置はいずれも行っておらず(0%)、転倒・転落の危険性が非常に高いと考えられる。

### (4) トイレ(便房・洗面所)

有効幅員の「80cm以上」を遵守している事例は36.4%にすぎず、過半数(63.6%)が基準を満たしていなかった。またそのうち7割(71.4%)は、基準が規定されたH14年以後開業した施設で、整備基準の規定(条例の届出で審査)に係わらず遵守している事例が非常に少ないことが分かる。戸の構造は外開き戸が80.0%を占め顕著に多く、63.6%は戸の前後に高低差がある。腰掛式便房においても同様、90.9%が外開き戸を設置しており、72.7%が腰掛便座、手すり等不適切な場所に設置されていた。

洗面所の遵守状況は、水洗器具は光感知式(40.0%)、ハンドル式(30.0%)、レバー式(20.0%)の順に多い。洗面器の高さは70cm以上80cm以下が100%を占め全てが基準に満たしていた。しかし、洗面器の周辺の手すりをみると、どの施設も設置していなかった(0%)。

このように、トイレ(便房・洗面所)における整備基準は守っておらず、車いす利用者にとって非常に使用困難なトイレが多数存在している。トイレの整備時は、特に高齢者や障がい者の動作に対するきめ細かな配慮が重要である。

### (5) 敷地内の通路

敷地内の通路(道路等から外部出入口の間)に段差がある事例は全体の25.0%で、いずれも手すりの設置、色の明度差等による段差の識別、段鼻の突き出しその他のつまずき防止、蹴込板及び滑り止めといった段差解消のための措置は行っておらず

(0%)、すり付けの使用が段差解消の方法として一般的であった。こうした中、スロープは設置されているものの荷物の運搬専用になっていたり、歩道に勾配があるにも関わらず蹴上げが高すぎるなど、段差の解消への視点や配慮が十分できていない事例も見られた(事例C5)。敷地内主要通路の有効幅員は、全てが120cm以上と基準を遵守していた(100%)。排水溝を設けた事例は33.3%であったが、うち約半数は車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶた(ピッチ@1.3cm)を設置していた。

以上のように、出入口の幅、戸の全面が透明な場合の衝突防止措置について遵守している施設が多く、遵守していない基準が顕著であった。中でも特に、トイレ(便房)の幅(有効幅員80cm以上63.6%)・戸の構造(外開き戸91.0%)、床の滑りにくい材料による仕上げ(83.3%)、出入口前後の点状ブロック(91.7%)、手すり(洗面器の周辺91.0%、小便器の周辺100%)の順に未設置が目立っており、さらに関係者への意識啓発が必要であることが浮き彫りとなった。

## 3.2 障害特性からみた屋内外仕様別課題と対策

図2は、屋内外仕様別課題と対策についてまとめた一部である。

### (1) 出入口

《視覚障がい者》：道路側には誘導用点字ブロックがあるものの、お店の出入口まで誘導できる手がかりがない、出入口前後に点状ブロック等が設置されていてもマットに隠れて気づきにくい、道の色とマットの色との対比度が低い(Ia)など、出入口までの円滑なアクセスができていない問題があった。道等と接している出入口においては、1/4の勾配等急なスロープで処理していることに加えて、スロープと出入口の床がズレている事例や、庇のない事例(Ib)が多く見られた。

このように、バリアフリー化への対応は行っているが、十分とは言えない事例が多々ある。ちょっとした問題でも、車いす利用者はもちろん、高齢者や子ども、子ども連れ者等には危険な恐れがあり、修繕工事が必要である。やむを得ず、出入口前後の警告用ブロック等の上にマットを設置する際は、少なくとも道・床材とマットとの色に明度差を付けその存在を容易に識別できる措置、出入口の扉までを誘導する手がかり(Ic)、出入口まで雨に濡れずに行けるよう庇の設置(Id)が求められる。

### (2) 注文・レジカウンター、商品棚・席、床

《視覚障がい者》：小規模購買施設等の施設を使用する際、多くの視覚障がい者は明確な目的・必要な物があって使用していた。そのため、注文・レジ



カウンター、商品棚や席（テーブルイス）の利用率が非常に高く、これらの空間に対する配慮が欠かれないが、多くの問題が潜在していた。出入口との動線の交錯（例えばコンビニエンスストアの場合本棚が出入口の周辺にある故、出入口の前に人が溜りやすく、人にぶつけやすいなど（Ⅱa）、注文・レジカウンター周辺のスペースの狭さ（例えばカバンの置き場がない、買い物やカバンの整理ができないなど（Ⅱb, VIc）、テーブルの色と食器等の色のコントラストの低さ、予期せぬ場所での物置き（例えば床にカゴ等物が置かれ移動を妨げるなど（Ⅱa, VIb, VI d））といった多数の問題があった。

商品棚・席（テーブルイス）は、なるべくシンプルな配置（一直線状）が求められる。また、上記のように視覚障がい者にとって予想外の物置きや変わった形状は認識しにくく、危険につながる可能性もある。三角テーブル（VIb）や四角テーブルより円卓テーブルが望ましく、一人用のイスより壁に接した長い椅子を用いることが使い勝手も良く採算性も高いと言える（VI d）。

床材においては、多くの施設が掃除のしやすさから、「Pタイル」、「シート」を主に使用していた。若年者、高齢者を対象に行ったNEDOの調査結果でも<sup>7)</sup>、「Pタイル」>「畳・縦目」>「フローリング」>「畳・横目」>「カーペット」の順に滑りにくいという結果があった。しかし素材の特性上、水等に濡れると滑りやすくなる。雨天時等天気の変化への対応が求められる。

《車いす利用者》<sup>注2)</sup>：一般的に設定されている商品棚の高さ（H=170cm程度）は、車いす利用者にとって高すぎて、上段にある商品は見にくく取りにくい（Ⅳa）。高さH=140cmにすると比較的に取りやすいことで、高さを低く調整した事例も見られた。

### (3) 階段

《視覚障がい者》：R3のように店舗に向かう階段は曲がり角のある踏み面で危なく、踏面の端部とその周囲の部分との色（カーペット）が同色で階段の始まりが非常に判りにくい。また手すりは、先端部分が階段の踏面より短く（手すりが階段の2段目から始まる）、途中切れていた（VI d）。これは、手すりが必要な利用者からみれば、無意味な手すりです非常に使いにくい。早急な改善を行うべきである。

### (4) トイレ（便房・洗面所）

《視覚障がい者》：予め利用するトイレを決めている人が多い<sup>8)</sup>。また和式ではなく様式（腰掛式便座）が使いやすい<sup>9)</sup>。便器の洗浄装置は、簡単に操作ができる物で、適切な場所や位置に設置するこ

とが重要であることが本調査においても明らかになった。

《車いす利用者》：トイレの空間が非常に狭く、出入口に段差がある問題に加えて、有効開口部の幅員の寸法が平均60cmに留まる、戸の構造が外片開き戸であるなど、車いす利用者は入れない事例が多数見られた（Ⅲa, Ⅲc）。トイレの中に入っても、洗面台・男子用小便器・腰掛式便房の周辺に手すりが設けられておらず、車いす利用者にとって非常に使いにくいトイレが多く存在していた。また、トイレの表示が高い位置や店内から見えない場所にあたり、表示が小さくて気づきにくかったりする場合が多く、見つけやすいトイレの表示が必要であった（C3）。洗面所では、殆どがフットレストへの配慮がなされておらず、洗面所に近寄れない構造となっていた（Ⅲb）。段差のない開口部に車いすが入れる引き戸、適切な位置にある手すり、フットサポートに配慮した洗面台の設置が求められる（Ⅲd, Ⅲe）。

### (5) 敷地内の通路

《視覚障がい者》：道路等から外部出入口の間に接する通路に自転車やゴミ袋、段ボール等予想できないものが置かれていること、出入口まで誘導してくれる手がかりがないこと、人々が屯していることなど、予想できないものや少ない手がかりが問題であった。玄関扉の格子が手掛かりとなり、玄関位置を知る、格子が取っ手にもなる事例（R4）もあった。通路には、できる限り物を置かないこと、看板、マット、側溝等と道路との色のコントラストで意識的に手がかりを生成することで対応していた。

《車いす利用者》：床と道路面に5cm程度の段差、10m/m以上の段差のある事例が多く、兵庫県の地域特性が反映されたものと考え。一方、道路側と出入口との間に、店に沿って帯状に店のシンボルであるピンク系の色が塗られていて事例もあった（R2）。塗った色によって斜路が目立たず、特に斜路側面の段差に気づきにくい。車いすが自走する中で転倒・転落の危険性もあり、斜路を示す目印が必要である。

## 3.3 管理運営上の課題と対策

小規模購買施設は他の施設に比べ、限られた空間面積や人員配置等バリアフリー整備促進の際の制限・制約が少なくない。一括ではなく各施設の特徴に合わせた対策が求められる。ここでは、利用者がかかえている管理運営上の課題、管理運営者が施している整備基準以外のバリアに対する配慮による工夫から管理運営上の対策を検討する（図2、表4、表5）。

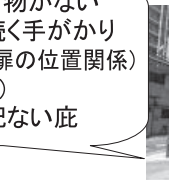
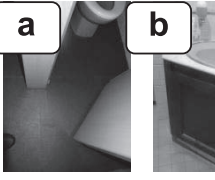
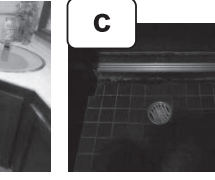
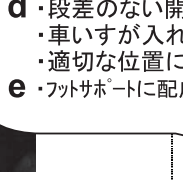
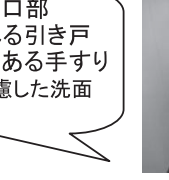
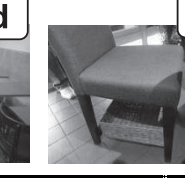
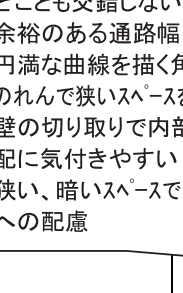
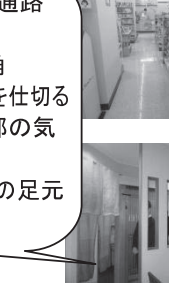
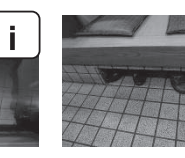
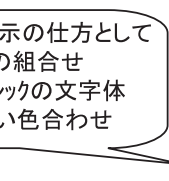
| 課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 対策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 出入口周辺                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| II 注文・レジカウンター周辺                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| III トイレ(洗面所・便房)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| IV 商品棚・席(テーブルイス)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| V サイン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| VI 通路・動線・階段                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|     |       |
| VII 表示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

図2 屋内外仕様別課題と対策

Fig.2 The subjects and measures in each place



表4. 運営管理者の高齢者・障がい者への対応方法  
Table.4 How to cope with the aged and the disabled of owner

| NO | 注意・工夫                                                                                                                |                                        | バリアフリー整備奨励に対する考え方                                                                                                                      |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 接客                                                                                                                   | 陳列                                     |                                                                                                                                        |
| C1 | 車いす利用者も来られるので、通路の上にもは置かないようにしている                                                                                     | 商品棚等は基本的に本部が決めている高さ、商品はスタッフが調整している     | 何とも言えない                                                                                                                                |
| C2 | レジは車いす利用者に高いので、下段にある物置き台で処理している                                                                                      | 一直線上の動線で、車いす利用者も物が取れるよう棚を低めにしている       | 友たちのうち、高齢者施設職員がいるので、介護者や高齢者への対応を教えてもらったりしている。本部からの教育はないが、勉強会はある                                                                        |
| C3 | 声をかけられたら対応している                                                                                                       | 商品棚等は本部が決めている高さ、商品はスタッフが調整している         | 何とも言えない                                                                                                                                |
| C4 | 段差があるところでは、声がかけられたら車いすをあげて店内に入る。車いす利用者の場合、なるべく自分でやりたいと思っている、高い棚にある商品は取ってあげ                                           | 商品棚等は本部が決めている高さ、商品はスタッフが調整している         | 何とも言えない                                                                                                                                |
| C5 | 自動ドアではないので気づいたら開けたり、スロープにゴミ箱があるので取り除いたり、高齢者の場合はカートを持っているので預かったり、カゴを持ってあげたりしている                                       | 商品棚等は本部が決めている高さ、商品はスタッフが調整している         | 本部から人的対応に関する勉強会はあるが、参加したことはなく、スタッフには年を取った家族もいるので、率先してやっている                                                                             |
| R1 | 車いす利用のお客さんが多くなって、当初より通路幅を広げたり、声かけをしたり、できることはしている。但、車いすの方でも自分が取りたいと思うお客さんがいるので、ベタベタに手伝うことはしない。電動車いす利用者が来店する際はドアを開けておく | 高齢者や車いす使用のお客さんが取りやすくするため、商品台を低めにしている   | バリアフリー整備の義務化は、必然性やニーズがあるということだからそれに従うと思うが、小さな店の場合は閉店してしまうことが多いと思う。大事なことはお客さんの声（要求）だと思うし、今まででもそうやってきた。店によって事情が異なるので、お客さんの声に耳を傾けることが最も大事 |
| R2 | 入り口の通路幅を広くしたり、テーブルや椅子のレイアウトを変えたり、状況に応じた工夫を施している。メニューをお客さんに丁寧に説明（会話）するようにしている。カートをもって来るお客さんもいるので、通路の幅は広くとっている         | テーブルが小さいのに対し、メニュー板が大きいので置いてない          | 本部から人的対応に関する勉強会があったが、見ていく中で自然と分かってくる                                                                                                   |
| R3 | 出入口に近い席又は希望の席へ案内している                                                                                                 | メニューは言われたら読み上げ                         | 景気も悪く商売も厳しいので、コストを全面的に補助してほしい                                                                                                          |
| R6 | 出入口に近い席又は希望の席へ案内している                                                                                                 | メニューが読めない、内容がわからない場合があるので、健常者にでも説明している | バリアフリー整備への抵抗はないが、コストの問題や営業時間、賃貸なので持ち主との調整などがあると思う。お客さんの声があれば、改善する気はある                                                                  |
| R7 | 基本的に声をかけられたら対応している                                                                                                   | メニューは聞かれたら丁寧に説明している                    | 何とも言えない                                                                                                                                |

## (1) 人的対応

利用当事者の中でも、視覚障がい者が小規模購買施設を利用する際の問題としては、声かけの仕方（例えば「次の方、どうぞ」など）や、メニューなど説明の仕方、注文・レジカウンターでの接客の仕方への迷いが多く見られた。特に、注文・レジカウンターでは、接客の仕方によって焦ってしまうことが多々ある。焦らずに、カバンから財布を取り出し、財布からお金を取り出し、お釣りを財布にしめるという動作が連続的にできる時間への配慮が求められる。また、「忙しくない時は、席までに計算書をもってきてくれたりするので助かる」（R6：40代女性）のように、ちょっとした気遣いや配慮があれば、より気持ち良く施設を利用することができる。そうする

ことで、リピーターが増え、施設の利益にもつながり、両者ともにメリットのある状態となると考えられる。

一方で、管理運営者のバリアをもつ人に対する接客は、「車いす利用者の場合、なるべく自分でやりたいと思っているので、段差があるところでは、声がかけられたら車いすをあげて店内に入る。高い棚にある商品は取ってあげたり、カゴは通りになくならないようどけたりしている」（C4：30代男性）、「障がい者でも、健常者でもみんな同じお客さん。だから特別な扱いはしない」（R4：70代男性）など、基本的に利用者から声をかけられたら、対応するというスタンスが多く、厳しい経済状況の中、バリアフリーのため全面工事することは難しいという声が多かった。但し、出入口に近い席又は希望の席へ案内したり（R2, R3, R5, R6）、「基本的に奥から料理を渡すが、熱いものや汁ものは席の前まで持っていて声かけをする」（R5）のように、食べ物や品物の内容や食べ方、渡し方に注意している事例も見られた（R4）。

## (2) 備品による対応

車いす利用者にとっても、視覚障がい者にとっても通路・廊下に物が突出していること、予期せぬ場所に物が置かれていたり、子どもが走り回ったりすることへの不安が最も大きかった。これらの問題を解決するため、注文・レジカウンターには、カバンや荷物が置ける備品（物置台）を設置したり、拡大版を取り出してメニューが見れるようカウンター台を広くしたり状況に合った対策を施していた。一方で、中には、カバンやコート用フックをホールの壁に付けている事例があった。狭い空間を上手に利用し、安全に歩くことができるよう、フックの設置においても適切な場所や位置調整が要求される。

メニューの表し方においては、多くの視覚障がい者が写真と文字が一体となっているもの（Ⅶc）、色の明度差が高く、丸ゴシックで大きい文字を選好していた（Ⅶd）。視覚障がい者でも見え方は様々である。人に頼らずに、自分で選択できることへの配慮もバリアフリー推進の一つであると言える。

## 4 まとめと提案

本研究では、バリアフリー整備推進を効果的に行う手法を検討するため、管理運営者、利用者、建築士が参加し、ハード・ソフト面から検討した。以下、本研究で得られた知見を述べる。

### 4.1 屋内外仕様別整備基準の遵守状況

福祉のまちづくり条例に基づいた「小規模購買施



表5. 備品による対応方法  
Table.5 How to support Fixtures using

| 事例<br>内訳 | C4                                                                                                    | C5                                                                             | R1                                                                                                                               | R2                                                                                                                               | R5                                                        | R6                                   | R7                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|
| 照明       | LEDで照明を明るくしている                                                                                        | LEDで照明を明るくしている                                                                 | 全体的に暗い、総業を照らす部分はハロゲンランプで明るく演色効果を出している                                                                                            | 夜明るい外から見えなので、灯数を間引きしているくらい。昼は十分な明るさがある                                                                                           | —                                                         | 明るくないが雰囲気がある照明としている。メニューに照明が反射して見にくい | 照明を分散して工夫している。シーンに合わせて雰囲気がある照明としている    |
| 動線       | 商品運搬ケースが通路に置かれ、一時的とはいえ通るのに邪魔になる                                                                       | 買い物かごの置いてある場所が少し通路にはみ出て邪魔になる                                                   | 売場通路は車いすが通れる巾があるが、車いすが奥の食事場所に入ってきたときは、他のイスを除けたりしている                                                                              | 座席はゆったり配置されているが、一部窮屈なところあり                                                                                                       | 鞆は座席の下にかけ、コートは壁側に掛ける(ひとり分ずつ設置)                            | 動線は単純で分かりやすい                         | 奥まった部屋に行く通路が少し狭い                       |
| 注文・レジ付近  | 出入り口とカウンターが近く、レジで並んでいる人がいると混雑する一方、レジカウンターに荷物置きがあり便利④ポストもあり便利                                          | —                                                                              | レジ近くに荷物置き用の切り株が置かれている                                                                                                            | —                                                                                                                                | 入り口入って直ぐにボックス席を設けている                                      | —                                    | —                                      |
| 出入口の扉    | 手で触れるタイプの自動ドア(片開き戸)                                                                                   | 両開きの自動戸                                                                        | 手で触れるタイプの自動ドア(両開き戸)                                                                                                              | 手で押すタイプの自動ドア                                                                                                                     | そのまま押す・引くだけでは開閉できない。引き手を押し曲げる操作が必要                        | 入口の扉は重い                              | 木製格子戸の自動扉で体にやさしく、壁の一部の取り切りで人の気配に気づきやすい |
| 天気変化への配慮 | 屋外の底はない                                                                                               | —                                                                              | 屋外に底がある                                                                                                                          | 道路側はテント底があるが、吹き降りだとあまり役にたたない                                                                                                     | 位置口全面テントの出が150cm/mある                                      | —                                    | 奥まった通路は建物内で雨の日も濡れないで出入りできる             |
| 視認性      | 紺色のマット                                                                                                | 床の石と同色で判りにくい                                                                   | グレーのマット                                                                                                                          | 店舗内は床板に近い色のマットが敷かれている。スーパースペース側外はグレーに模様入り                                                                                        | —                                                         | 床面と同系色で判りにくい                         | 床面と同系色で判りにくい                           |
| メニュー     | —                                                                                                     | —                                                                              | 総業売場の品名と値段列については明朝体で見にくい。特に商品名が緑字で見にくい                                                                                           | 注文カウンターに置かれたメニューは写真入りだが、文字は小さい。他に入口脇に置き看板、注文カウンター上部に黒板がある                                                                        | バランスのとれた字で見易い。また客から尋ねられると分かり易く説明されている                     | 文字が太くわかりやすい                          | 文字が太くわかりやすい                            |
| 接客       | 段差があるところでは、声がかけられたら車いすをあげて店内に入る。車いす利用者の場合、なるべく自分でやりたいと思っているので、高い棚にある商品は取ってあげたり、カゴは通りにくくないようにだけけたりしている | 自動ドアではないので気づいたら開けたり、スロープにゴミ箱があるので取り除いたり、高齢者の場合はカートを持っているので預かったり、カゴを持ってあげたりしている | 車いす使用のお客さんが多く、当初の図面より通路幅を広げたり、声をかけたり、現状でできることはしている。但し、車いすの方でも自分が取りたいと思うお客さんがいるので、ベタベタに手伝うことはない。電動車いす利用者が来店する際はガラスが危ないのでドアを開けてサイン | BFへの配慮が必要な利用者が増えたので、入り口の通路幅を広くしたり、テーブルや椅子のレイアウトを変えたり、状況に応じた工夫を施している。メニューをお客さんに丁寧に説明(会話)するようにしている。カートをもって来るお客さんもいるので、通路の幅は広をとっている | 基本的に奥から料理を渡すが、熱いものや汁ものは席の前まで持っていく。客がどこにいるという声かけをしている      | 出入口に近い席又は希望の席へ案内                     | 基本的に声をかけられたら対応                         |
| 陳列       | 商品棚等は本部が決めている高さ、商品はスタッフが調整                                                                            | 商品棚等は本部が決めている高さ、商品はスタッフが調整                                                     | 高齢者や車いす使用のお客さんが取りやすくなるため、商品台を低めにしている                                                                                             | テーブルが小さいのに対し、メニュー板が大きいので置いてないテーブルの選定は本部のデザイナー                                                                                    | —                                                         | メニューが読めない、内容がわからない場合が多いので、健常者にも説明    | メニューは聞かれたら丁寧に説明                        |
| その他      | —                                                                                                     | —                                                                              | —                                                                                                                                | —                                                                                                                                | また狭いが故に整理整頓され店側と客側の会話でカバーもされている。                          | 小皿はテーブルとの明度差があり分かり易い                 | 入り口アプローチ空間は店内の気配がわかるような工夫がある           |
|          | —                                                                                                     | レジカウンターに荷物置き場があり便利。またレジの近くにはポストもあり便利                                           | —                                                                                                                                | 床材は板張りですが雨の時は濡るので、濡れていたらその都度拭いている                                                                                                | カラーストーンを敷き詰めたマットは床の上に置いているだけなので床との間に段差が生じてつまづき易いという問題もある。 | 椅子は安定して座りやすい                         | 椅子は安定して座りやすい、椅子の下には手荷物を置くかごが置かれていて便利   |

— 該当なし

設等整備計画調書」をもとに、施設整備基準の遵守状況を検討した結果、多くの施設は出入口の幅、戸の全面が透明な場合の衝突防止措置に留まっていた。中でも、トイレ(便房)の幅(有効幅員80cm以上63.6%)・戸の構造(外開き戸91.0%)、廊下等店舗床の滑りにくい材料による仕上げ(83.3%)、出入口前後の点状ブロック(91.7%)、手すり(洗面器の周辺91.0%、小便器の周辺100%)の順に未設置が目立っており、遵守されていないことが多々あることが浮き彫りとなった。

#### 4.2 ハード及びソフト面での課題と対策

ハード的な課題として、空間面積(床面積の合計100㎡未満)の制約や運営管理者の認識の低さ、法的強制力がないことなどから、満たしていない整備基準の他にも、動線計画や備品のレイアウトの不適

切さ、注文・レジカウンターや商品棚、洗面台の不適合な高さ等、建物形状・インテリアの問題が目立っていた。こうしたハードの問題に対応するため、一部の施設では、メニューのバリアフリー化を図ったり、人的な対応による改善を図ったり、利用者の声を優先した管理運営といったソフト面での対応がなされていた。地域の実情や施設の特徴に応じながら、こうした(既存)小規模施設のバリアフリー化を誘導・推進していくことの重要性が確認できた。

#### 4.3 今後の施策推進に反映・活用することが望まれる項目

- 設計・施工時遵守が必要な物理的建築要素
  - ① トイレの戸の幅(出入口と同様80cm以上)と段差の解消及び見つけやすいサインの表示
  - ② 交錯しない動線計画(特に出入口と注文・レジ

カウンターの間)

- ③ 滑りにくい床材の目安等参考資料の表示、
- ④ 設計図のみならず、各部の寸法が記された施工詳細図の提出 など

特に、動線計画においては今のところ基準がない。福祉のまちづくり条例では、車いす利用者用駐車区画、スロープ、エレベーター、車いす利用者用トイレ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を、公益的施設等の基本的なバリアフリー整備目標としている<sup>2)</sup>。もちろんこのような整備も重要であるが、加えてこれらの利用が円満になれるよう全体的な動線の計画が必要である。

## (2) 運営管理的要素

整備基準以外のバリアに対する配慮による工夫として、声かけの仕方、メニューなど説明の仕方、注文・レジカウンターでの接客の仕方等バリアフリーの視点をもった人的教育が求められる。同時に、ちょっとした備品の置き方や表し方への重要性を周知する必要がある。

また、先述した滑りにくい床材に関する情報は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)<sup>8)</sup>や東京都「身近なバリアフリーハンドブック」<sup>9)</sup>より公開されている。参考資料としてこうした情報を収録したり、これらへリンク(連動)できるようにするなど、他都道府県・関連団体との情報共有が非常に重要である。また、多くの施設(特にチェーンストア)において、基本的に本部の人が設計施工、備品の調達等を決めており、施設(店舗)の管理者の意見は殆ど反映されていない実情がある。施設の設計・施工時、管理者の一定の意見反映が優先的に求められる。

一方で、管理運営者からは、厳しい経済状況の中、バリアフリーのため全面工事することは難しい。財政的支援があれば考えたいという声が多かった。現在、県では、「商店街新規出店・開業等支援事業」が実施されており、一定補助している。小規模購買施設等の施設にも、バリアフリー新築・増改築の際このような財政的支援が必要であり、小規模購買施設等身近な施設におけるバリアフリー整備推進は、地域全体の活性化や地域住民の福祉向上にもつながると考える。

## 謝 辞

本調査を進めるに当たり、各施設の担当者として視覚障がい団体の視覚障がい者及び兵庫県建築士会ユニバーサルデザイン研究会会員の皆様より多大なご協力いただきました。ここに感謝の意を表します。

## 注

注1) 県「福祉のまちづくり条例」において、小規模購買施設等の施設とは、特定施設(物品販売業を営む店舗、飲食店、理容所、美容所、公衆浴場、ホテル、旅館、展示場、遊技場、クリーニング取次店、貸衣装屋その他サービス業を営む店舗、施術所(あんま、マッサージ等))のうち、床面積の合計100㎡未満の規模のものを示す。平成14年の条例改正に伴って条例の整備対象となり、新・改築において事前に市町への届出が義務づけとなった(検査はなし)。

注2) 車いす利用者の障害特性への確認は建築士による。

注3) 商店街・小売市場、商工会・商工会議所、まちづくり会社、第三セクター、開業希望者等を対象に、店舗等賃借料、内装工事費、ファサード整備費を補助している。

## 参考文献

- 1) 兵庫県：福祉のまちづくり条例施設整備・管理運営の手引き(公益的施設編)、2012
- 2) 兵庫県：([http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20\\_000000109.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20_000000109.html))
- 3) 内閣府：バリアフリー化推進に関する国民意識調査([http://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/tyosa\\_kenkyu/h19/index.html](http://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/tyosa_kenkyu/h19/index.html))、2007
- 4) 三宗省三ほか1名：福祉のまちづくりの面的な展開に関する研究～小規模購買施設等のバリアフリー化推進方策に関する研究 その1～、平成17年度福祉のまちづくり工学研究所報告集、pp.22-29、2005
- 5) 西尾幸一郎ほか1名：福祉のまちづくりの面的な展開に関する研究～小規模購買施設等のバリアフリー化推進方策に関する研究 その2～、平成16年度福祉のまちづくり工学研究所報告集、pp.22-29、2004
- 6) 趙政姪ほか2名：ユニバーサル社会の実現に向けた環境整備に関する研究～小規模購買施設における利用者を理解したバリアフリー整備手法の提案～、平成23年度福祉のまちづくり研究所報告集、pp.77-80、2011
- 7) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構：(<http://www.hql.jp/project/funcdb1993/main/hle/keisoku/taisei/result/h12nedo20/suberi/suberi.html>)、2000
- 8) 大野拓也ほか1名：福祉のまちづくりの面的な展開に関する研究～既存建築施設のバリアフリー化推進方策に関する調査研究その2～、平成15年度福祉のまちづくり工学研究所報告集、pp.22-32、2003
- 9) 東京都都市整備局市街地建築部市街地企画課：身近なバリアフリーハンドブック平成16年度、([http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bfree/bfree\\_h\\_book04.pdf](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bfree/bfree_h_book04.pdf))、2004